

館山市マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 キャラクターの使用料は有料とし、その使用料は、別表に定めるところによる。

(使用料の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のために使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) その他、公益上の観点から市長が無償とすることが適当であると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、事前に館山市と協議の上、キャラクターを使用することができる。

(使用許諾)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、館山市が指定する商品化許諾窓口業務を行う事業者（以下「窓口業務事業者」という。）を通じて、キャラクター使用に関する申請を行わなければならない。

2 窓口業務事業者は、使用申請者から申請のあった内容について、館山市と協議し承認を得たのち使用許諾契約（以下「本許諾契約」という。）を締結するものとする。

3 第1項および第2項の規定は、使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

4 市長は、前3項の規定によりキャラクターの使用を承認する場合においては、条件を付することができる。

5 市長は、使用申請者が第1項および第3項の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の期間)

第5条 キャラクターの使用期間は、本許諾契約により使用許諾を受けた期間とする。ただし、使用期間を短縮する必要があると判断された場合、市長は当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受け、本許諾契約を締結しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本許諾契約により使用許諾意を受けた者（以下「使用者」という。）

は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、本許諾契約の定めに従い、在庫整理の期間として引き続き在庫分に限りキャラクターを使用することができるものとする。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他、本件商標の使用が適当でないとき。

(使用許諾契約の解除等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本許諾契約を解除し、または当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 使用者が本許諾契約の条項に違反したとき。
- (3) 使用者が第4条第4項の使用承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定による本許諾契約の解除および使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、第4条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡、貸与、担保に提供、もしくはこれらに類することをしてはならない。

(捕捉)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は本許諾契約に定める。

別表

目的	使用料
販売を目的とするもの(パッケージを含む)	小売価格(税抜き)×3%×製造個数
販売を目的としないもの(景品等)	製造価格×6%×製造個数

(携帯コンテンツは除く)

附 則 この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分から適用する。